

## SA条文の進め方

### 重大事故の前提整理

### 共通 1 2

### 00資料への反映確認

#### 1. 重事17

- ✓ 上流の設計方針（主に第36条要求に基づくもの）から下流の設計方針（第36条要求を第38条設備等に具体展開したもの）へのつながり、設計要求と関連する評価の関係を整理し、設計方針の展開として漏れがないことの確認
- ✓ SA設備の設計方針のうち、設計基準と合わせて設計・評価することが可能な箇所の特定  
⇒ 溢水、竜巻（DB）へのキック
- ✓ 基本設計方針および複数の添付書類間の大まかな書き分けの整理  
⇒ 36条, 39条, 42条, 45条, 51条を代表として整理

#### 2. 共通12（方針）

- ✓ 設計説明分類の設定の考え方
- ✓ 個数・容量は設定根拠に係る事項であるため 2 - 2として説明

#### 3. 共通12

- ✓ 屋内常設SA設備、屋外常設SA設備、屋内可搬SA設備、屋外可搬SA設備、内的SA設備ごとに、36条要求（多様性・位置的分散、環境条件等、悪影響防止、操作性及び試験検査性）に対する設計上の配慮（構造、系統、配置）を説明。

⇒ 資料3は36条, 39条, 42条, 45条, 51条設備を軸に構成

⇒ 資料2はSA全条文作成

#### 4. 各条00別紙1

- ✓ 共通12を説明するための参考資料  
⇒ SA全条文作成

#### 4. 各条00別紙1

#### 5. 各条00別紙2

#### 6. 各条00別紙4の設計方針部分（健全性説明書、個別設備説明書）

- ✓ 「重大事故の前提整理」および「共通12」の内容を反映。
- ✓ 「重大事故の前提整理」および「共通12」のヒアリングで明らかとなった各条00資料としての精査事項の反映（基本設計方針そのものの内容に関する内容を除く）。

# 「重大事故の前提整理」の達成目標と「共通 1 2」への引き渡し

	概要	達成目標	共通 1 2 への引き渡し
重事17	上流の設計方針（主に第36条要求に基づくもの）から下流の設計方針（第36条要求を第38条設備等に具体展開したもの）へのつながり、設計要求と関連する評価の関係を整理し、設計方針の展開として漏れがないことの確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>①36条に基づく設計要求事項と設計条件、評価項目の関係性を整理</li> <li>②36条要求に対する基本設計方針、個別条文要求に展開した場合の基本設計方針、添付書類へ展開した際の詳細設計方針の内容を整理</li> <li>③評価項目ごとに、SAとしての設計方針、評価方針、評価条件、評価手法、判断基準を整理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①の内容の展開はない</li> <li>②の内容を資料 2 として展開</li> <li>③の内容の一部を資料 2 として展開</li> </ul>
	SA設備の設計方針のうち、設計基準と合わせて設計・評価することが可能な箇所特定 ⇒ 溢水、竜巻（DB）等へのキック	○上記③に対し、設計基準側と同様の整理ができる箇所を特定	SAの設計方針として示す事項を整理
	基本設計方針および複数の添付書類間の大まかな書き分けの整理	○上記②の整理結果をもとに、添付書類間の書き分けの方向性を整理	②の内容に包含されるため、直接共通 1 2 のインプットとなるものではない
共通12（方針）	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 設計説明分類の設定の考え方</li> <li>• 共通12の整理の方向性、見通しを整理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○SA設備として共通 1 2 を説明するための設計説明分類を特定</li> <li>○DB設備と兼用するSA設備であっても、DB側の設計説明分類と切り離して整理することが合理的であることの説明</li> <li>○資料 3 としての示し方の方向性（多様性・位置的分散、環境条件等、悪影響防止、操作性及び試験検査性の示し方）</li> </ul>	左記内容に基づき共通 1 2 を作成

## 重事 1 7 の整理の方向性

## 重事 17 の目的と進め方

- 「第36条 重大事故等対処設備」の要求は、「多様性・位置的分散」、「悪影響防止」などの構造、配置、系統構成上担保すべき観点と、これらの要求を達成していることを確認するために考慮する視点（自然現象、人為事象等）が複雑に重なり合う。
- さらに第36条としての共通的な方針を個別の第38条設備等に展開した場合の第36条要求の具体化といった複雑さを伴う。
- 従って、重事17では、上流の設計方針（第36条要求に基づくもの）から下流の設計方針（第36条要求を第38条設備等に具体展開したもの）へのつながりを整理し、**設計方針の展開として漏れがないことの確認**を行う。
- 特に、第36条の要求には「自然現象」としての「竜巻」、「火山」、「外部火災」といった視点、「周辺機器からの影響」としての「溢水」、「化学薬品漏えい」といった視点の他、設計上定める条件より厳しい条件（1.2Ssの考慮、放射性物質を含む溶液を内包する配管の全周破断）があり、これらの視点での構造、配置、系統構成に関する設計要求は、設計基準における安全機能を有する施設に対して課される設計要求と同じまたは類似するものである。
- したがって、SA設備の設計方針（設計方針から具体化される要求を含む）のうち、**設計基準と合わせて設計・評価することが可能な箇所の特定**を行う。

これらの整理は以下のステップで行う。

### **①36条に基づく設計要求事項と設計条件、評価項目の関係性を整理する（図1参照） 7/5資料提出**

- 機能要求（個別条文の要求）以外の設計要求は36条を起点として展開されることから、36条に関する許可事項を基に設計方針への展開、設計方針で留まる事項と評価へ展開が必要な事項の全容（関係）を把握する。
- 許可事項、要求事項の全容把握にあたっては、着目する観点（常設なのか可搬なのか、屋内なのか屋外なのか、考慮する現象（竜巻、風（台風）、地震等））ごとに関係性を整理する。
- また、評価を伴う事項については、設計基準における評価との関係性についてもその概要を把握する。

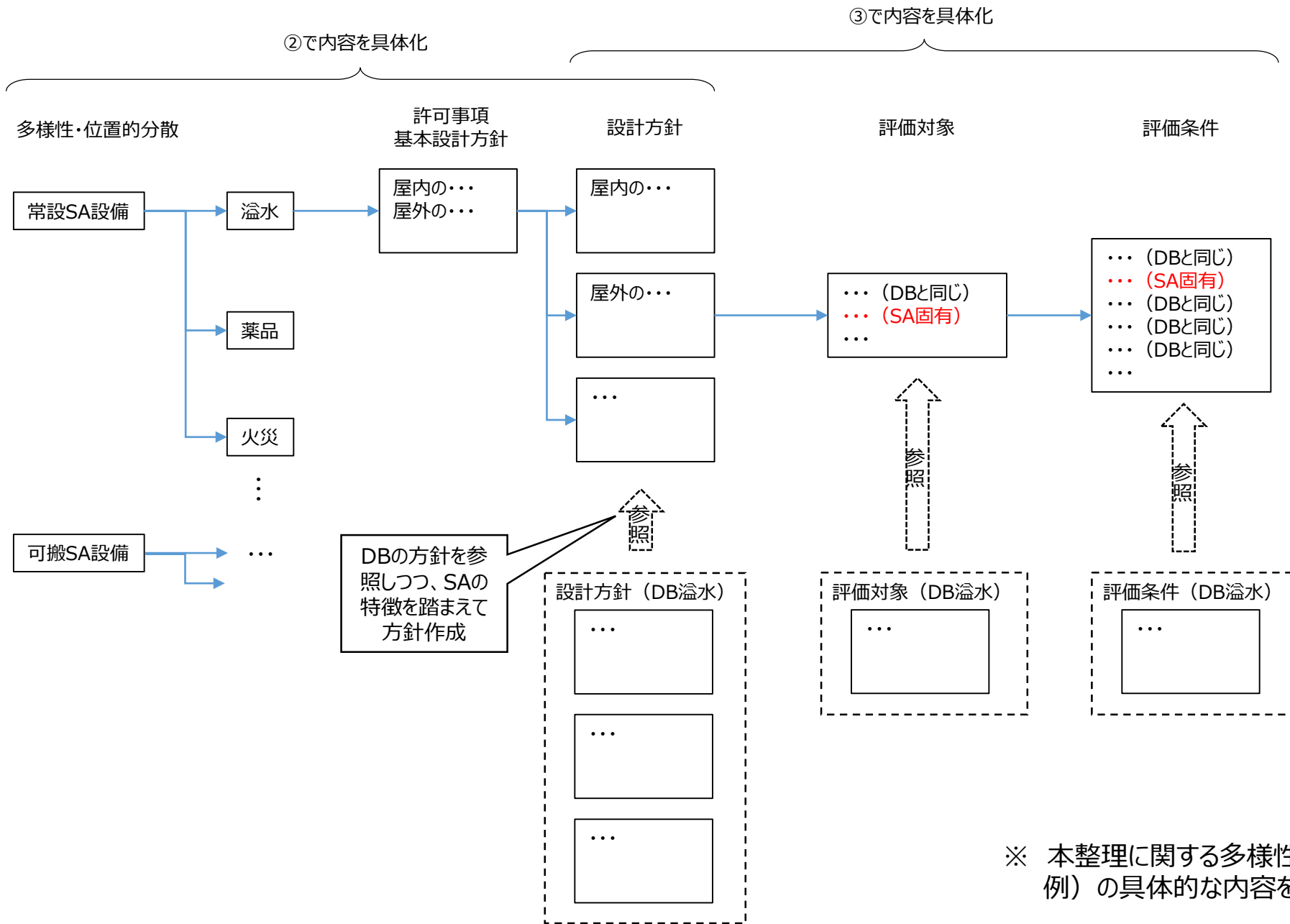
### **②①の全容に対して36条要求に対する基本設計方針、個別条文要求に展開した場合の基本設計方針、添付書類へ展開した際の詳細設計方針の内容を整理する（図2参照） 7/5資料提出**

- ①の項目ごとに対応する設計方針の具体の肉付けを行う。

### **③①の全容のうち、評価を伴う事項に対しては、評価項目ごとに、SAとしての評価方針、評価条件、評価手法、判断基準を整理し、設計基準と合わせて設計・評価することが可能な箇所の特定する（図3参照） 7/5資料提出**

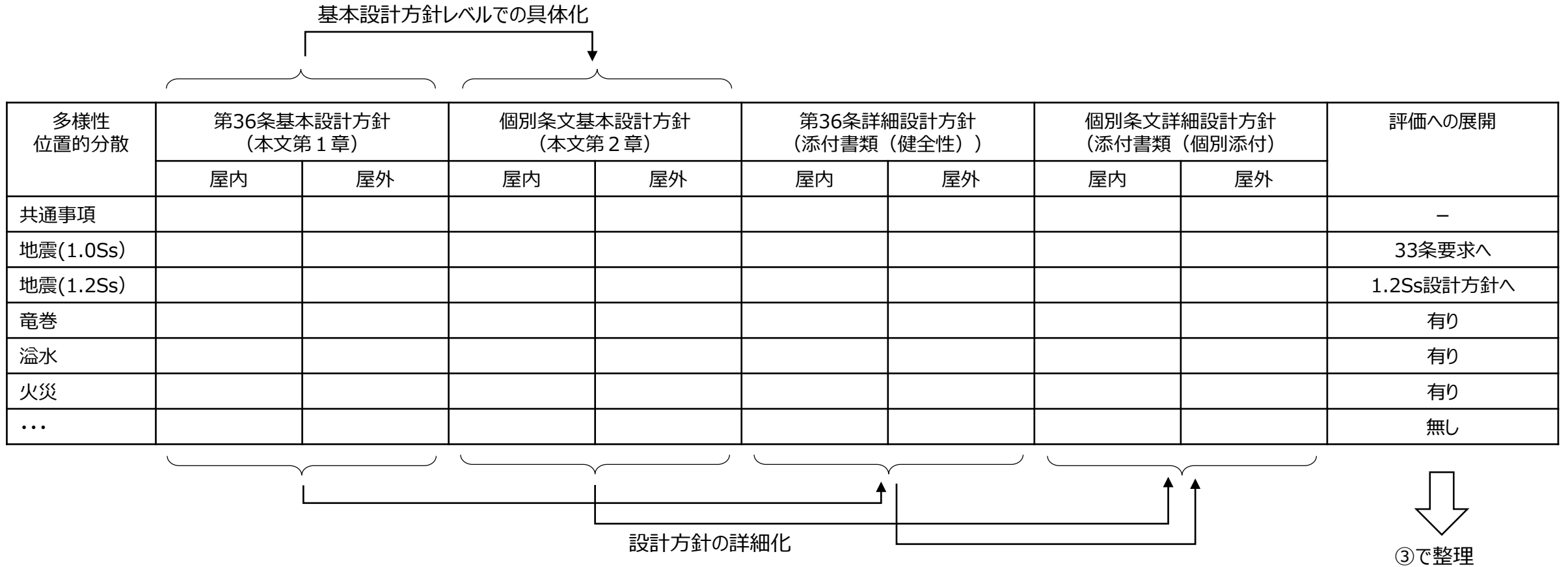
- 類似する評価項目のSAとDBの内容を比較し、SAとして押さえるべき範囲、DBと一緒に整理する範囲を明確にする。

# ①36条に基づく設計要求事項と設計条件、評価項目の関係性を整理する (図 1)



## ②①の全容に対して36条要求に対する基本設計方針、個別条文要求に展開した場合の基本設計方針、添付書類へ展開した際の詳細設計方針の内容を整理する（図2）

常設重大事故等対処設備



- 同様の整理を可搬型重大事故等対処設備に対しても実施
- 環境条件等、悪影響防止、操作性・試験検査性についても同様の整理を進める

共通 1 2 資料 2 へ引継ぎ

**③①の全容のうち、評価を伴う事項に対しては、評価項目ごとに、SAとしての評価方針、評価条件、評価手法、判断基準を整理し、設計基準と合わせて設計・評価することが可能な箇所を特定する（図3）**

項目	SA	DB
設計方針	… …	… … …
評価項目	想定破損による溢水 ・没水 ・被水 ・蒸気 地震起因（1.0Ss）による溢水 ・没水 ・被水 ・蒸気 地震起因（1.2Ss）による溢水 ・没水 ・被水 ・蒸気 消火水等の放水による溢水 屋外で発生する溢水	想定破損による溢水 ・没水 ・被水 ・蒸気 地震起因（1.0Ss）による溢水 ・没水 ・被水 ・蒸気 消火水等の放水による溢水 屋外で発生する溢水
防護対象	重大事故等対処設備	安全上重要な施設
評価対象	…	…
溢水源	…	…
溢水量	…	…
溢水経路	…	…
…		

・SAとDBの差分を明らかにし、SAとして押さえるべき範囲、DBと合わせて整理することが可能な範囲を特定する



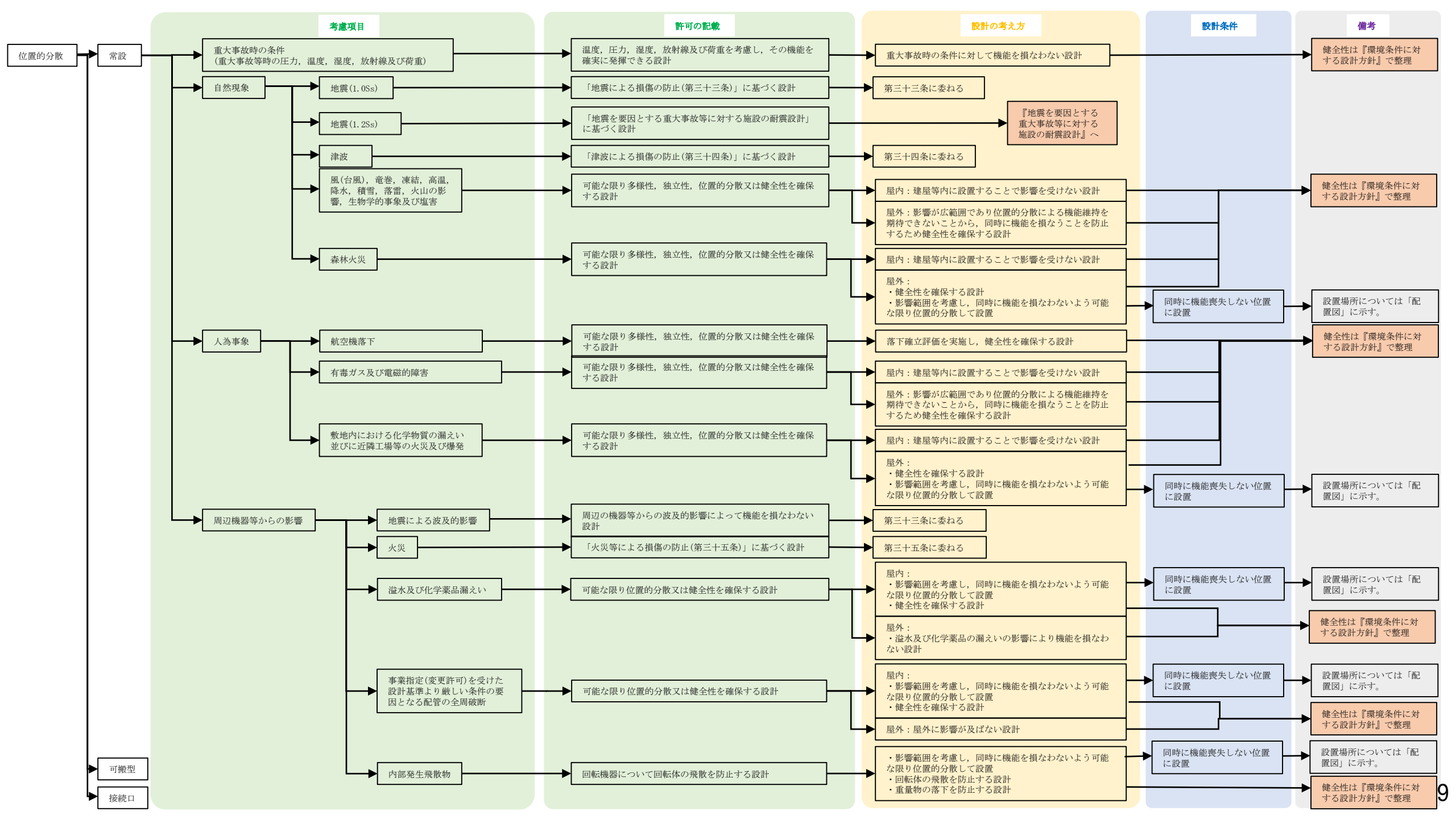
共通 1 2 資料 2 へ引継ぎ

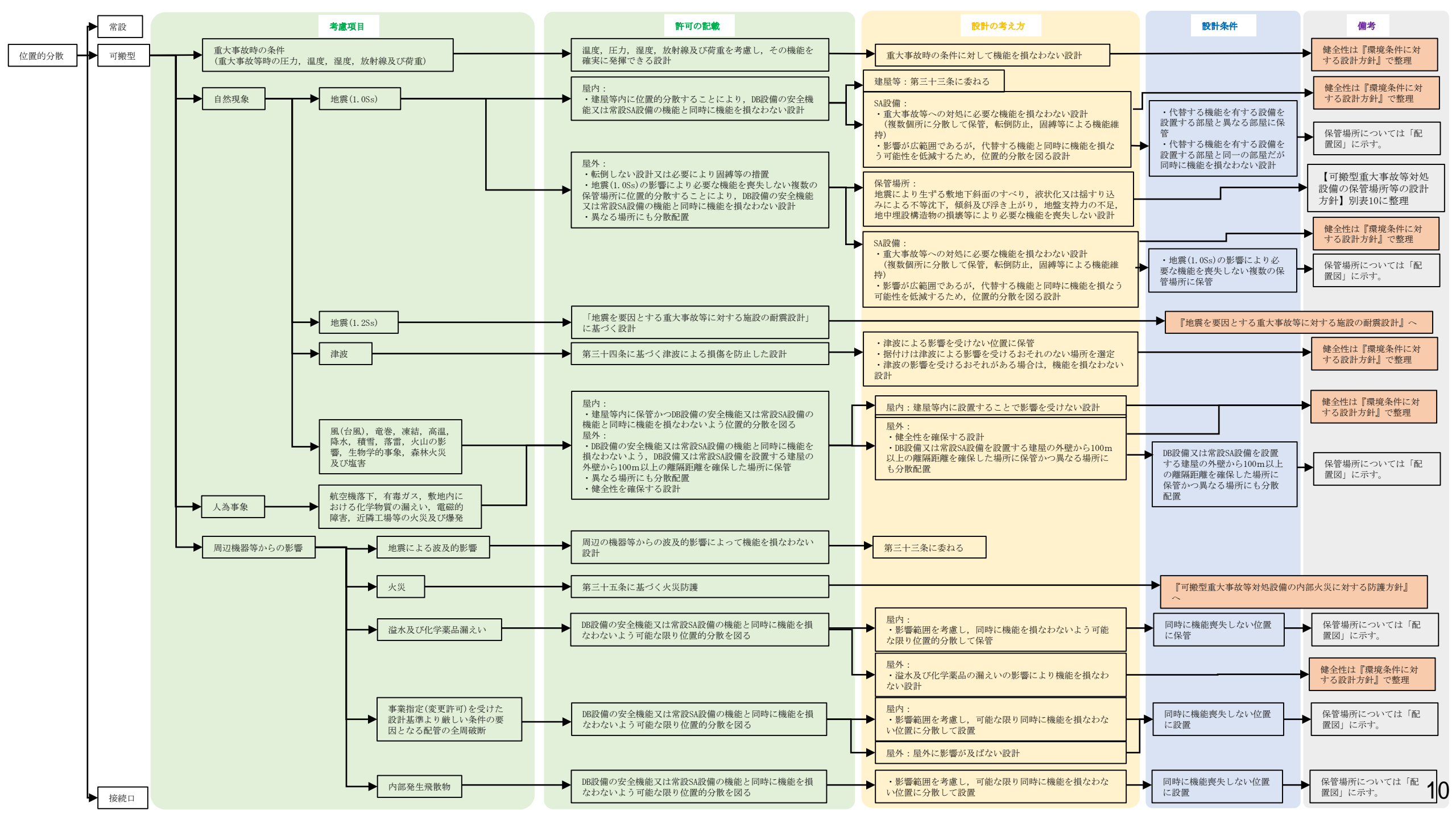
※ 本整理に関する具体的な内容を竜巻を例に参考 2 に示す。

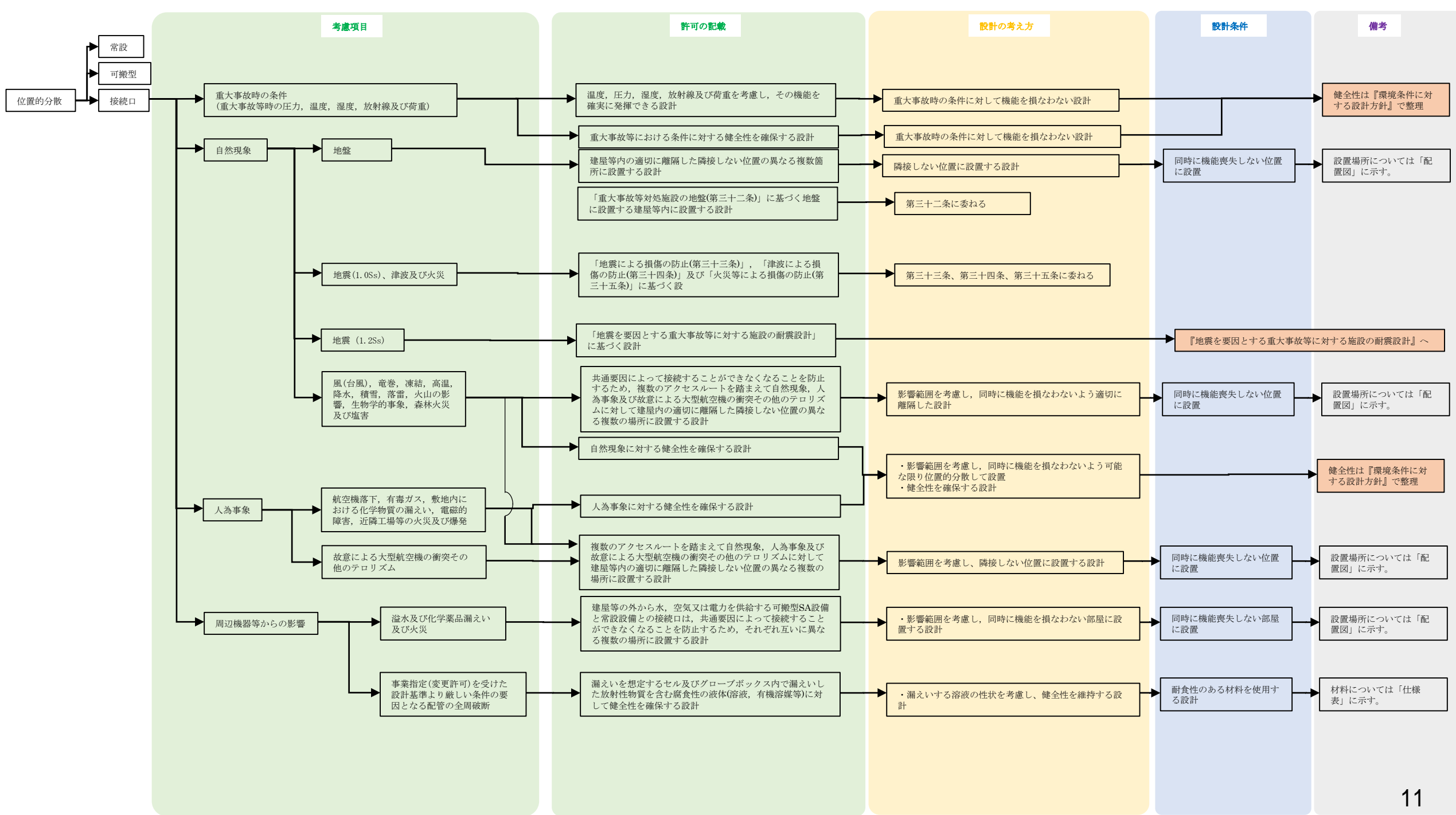
参考 1 . 設計要求事項と設計条件、評価項目の関係性の整理

多様性・位置的分散

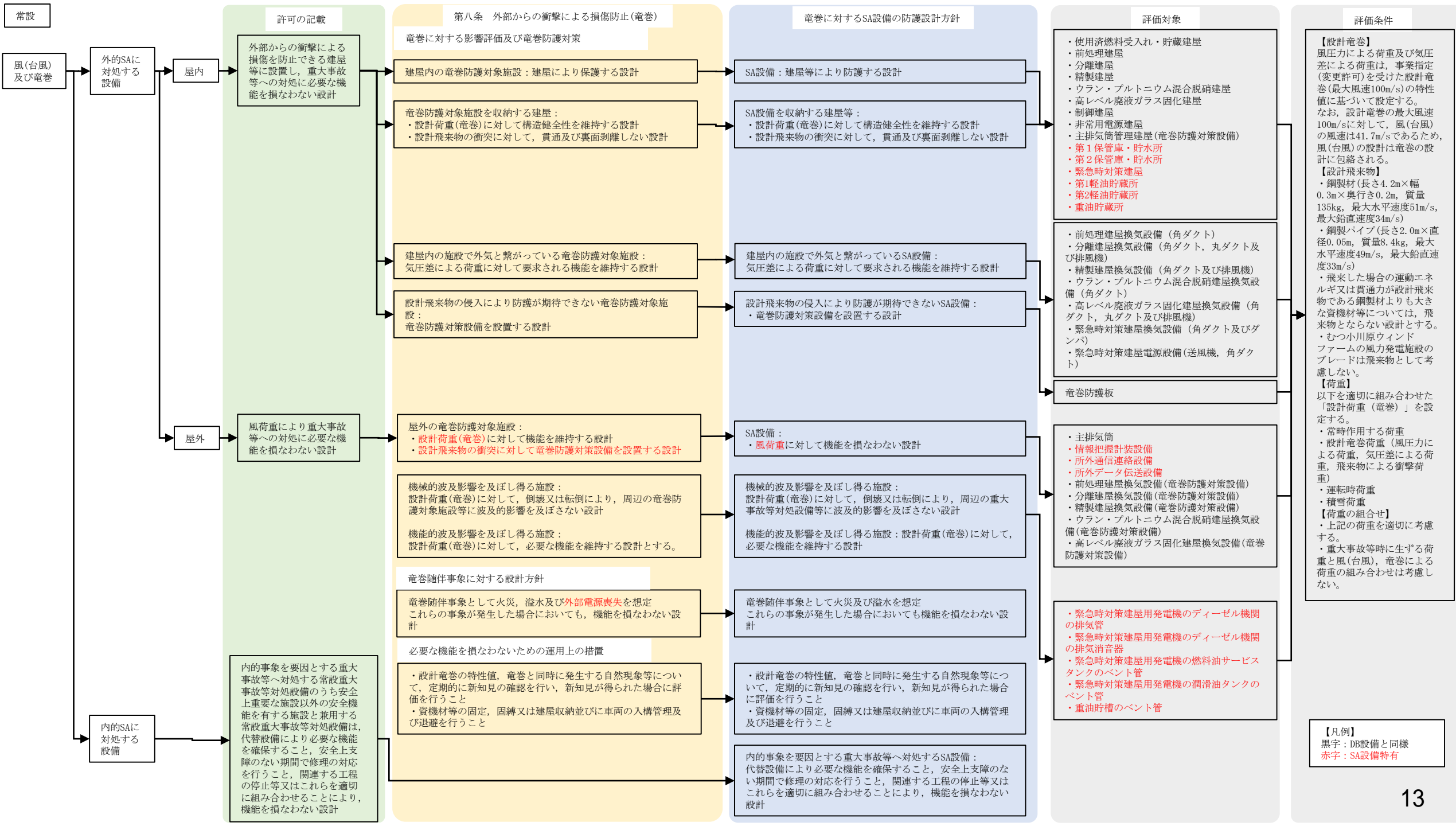




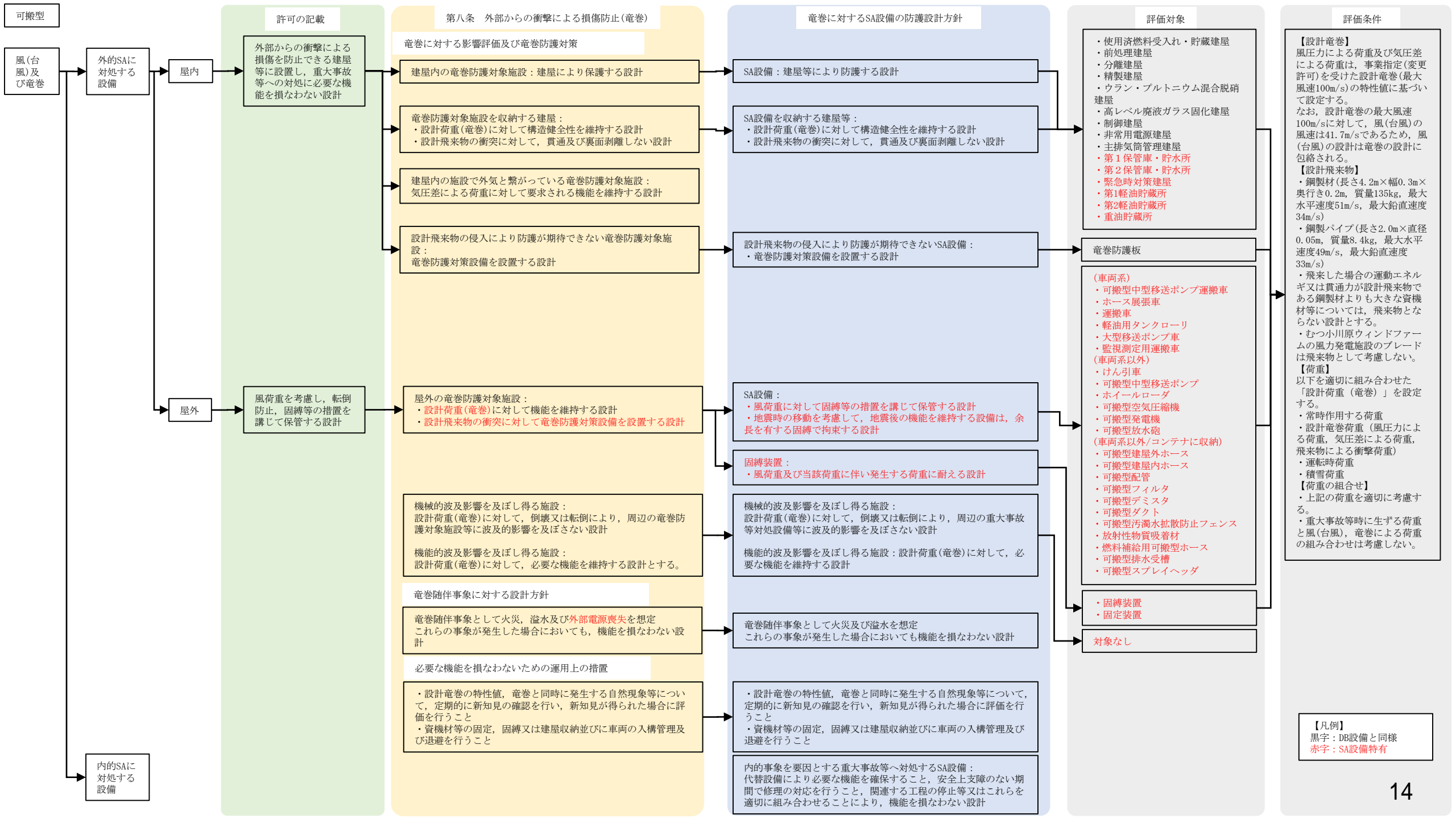




環境条件等（竜巻の例）







許可の記載

第八条 外部からの衝撃による損傷防止(竜巻)

竜巻に対するSA設備の防護設計方針

評価対象

評価条件

可搬型

風(台風)及び竜巻

内的SAに対処する設備

屋内

屋外

外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等に設置し、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計

風荷重を考慮し、転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計

竜巻に対する影響評価及び竜巻防護対策

建屋内の竜巻防護対象施設：建屋により保護する設計

竜巻防護対象施設を収納する建屋：  
・設計荷重(竜巻)に対して構造健全性を維持する設計  
・設計飛来物の衝突に対して、貫通及び裏面剥離しない設計

建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設：  
気圧差による荷重に対して要求される機能を維持する設計

設計飛来物の侵入により防護が期待できない竜巻防護対象施設：  
竜巻防護対策設備を設置する設計

屋外の竜巻防護対象施設：  
・設計荷重(竜巻)に対して機能を維持する設計  
・設計飛来物の衝突に対して竜巻防護対策設備を設置する設計

機械的波及影響を及ぼし得る施設：  
設計荷重(竜巻)に対して、倒壊又は転倒により、周辺の竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼさない設計

機能的波及影響を及ぼし得る施設：  
設計荷重(竜巻)に対して、必要な機能を維持する設計とする。

竜巻随伴事象に対する設計方針

竜巻随伴事象として火災、溢水及び外部電源喪失を想定  
これらの事象が発生した場合においても、機能を損なわない設計

必要な機能を損なわないための運用上の措置

・設計竜巻の特性値、竜巻と同時に発生する自然現象等について、定期的に新知見の確認を行い、新知見が得られた場合に評価を行うこと  
・資機材等の固定、固縛又は建屋収納並びに車両の入構管理及び退避を行うこと

SA設備：建屋等により防護する設計

SA設備を収納する建屋等：  
・設計荷重(竜巻)に対して構造健全性を維持する設計  
・設計飛来物の衝突に対して、貫通及び裏面剥離しない設計

設計飛来物の侵入により防護が期待できないSA設備：  
・竜巻防護対策設備を設置する設計

SA設備：  
・風荷重に対して固縛等の措置を講じて保管する設計  
・地震時の移動を考慮して、地震後の機能を維持する設備は、余長を有する固縛で拘束する設計

固縛装置：  
・風荷重及び当該荷重に伴い発生する荷重に耐える設計

機械的波及影響を及ぼし得る施設：  
設計荷重(竜巻)に対して、倒壊又は転倒により、周辺の重大事故等対処設備等に波及的影響を及ぼさない設計

機能的波及影響を及ぼし得る施設：設計荷重(竜巻)に対して、必要な機能を維持する設計

竜巻随伴事象として火災及び溢水を想定  
これらの事象が発生した場合においても機能を損なわない設計

・設計竜巻の特性値、竜巻と同時に発生する自然現象等について、定期的に新知見の確認を行い、新知見が得られた場合に評価を行うこと  
・資機材等の固定、固縛又は建屋収納並びに車両の入構管理及び退避を行うこと

内的事象を要因とする重大事故等へ対処するSA設備：代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、機能を損なわない設計

・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋  
・前処理建屋  
・分離建屋  
・精製建屋  
・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋  
・高レベル廃液ガラス固化建屋  
・制御建屋  
・非常用電源建屋  
・主排気筒管理建屋  
・第1保管庫・貯水所  
・第2保管庫・貯水所  
・緊急時対策建屋  
・第1軽油貯蔵所  
・第2軽油貯蔵所  
・重油貯蔵所

竜巻防護板

(車両系)  
・可搬型中型移送ポンプ運搬車  
・ホース展張車  
・運搬車  
・軽油用タンクローリ  
・大型移送ポンプ車  
・監視測定用運搬車(車両系以外)  
・けん引車  
・可搬型中型移送ポンプ  
・ホイールローダ  
・可搬型空気圧縮機  
・可搬型発電機  
・可搬型放水砲  
(車両系以外/コンテナに収納)  
・可搬型建屋外ホース  
・可搬型建屋内ホース  
・可搬型配管  
・可搬型フィルタ  
・可搬型デミスタ  
・可搬型ダクト  
・可搬型汚濁水拡散防止フェンス  
・放射性物質吸着材  
・燃料補給用可搬型ホース  
・可搬型排水受槽  
・可搬型スプレイヘッド

・固縛装置  
・固定装置

対象なし

【設計竜巻】  
風圧力による荷重及び気圧差による荷重は、事業指定(変更許可)を受けた設計竜巻(最大風速100m/s)の特性値に基づいて設定する。  
なお、設計竜巻の最大風速100m/sに対して、風(台風)の風速は41.7m/sであるため、風(台風)の設計は竜巻の設計に包絡される。

【設計飛来物】  
・鋼製材(長さ4.2m×幅0.3m×奥行き0.2m、質量135kg、最大水平速度51m/s、最大鉛直速度34m/s)  
・鋼製パイプ(長さ2.0m×直径0.05m、質量8.4kg、最大水平速度49m/s、最大鉛直速度33m/s)  
・飛来した場合の運動エネルギー又は貫通力が設計飛来物である鋼製材よりも大きな資機材等については、飛来物としない設計とする。  
・むつ小川原ウインドファームの風力発電施設のブレードは飛来物として考慮しない。

【荷重】  
以下を適切に組み合わせた「設計荷重(竜巻)」を設定する。

・常時作用する荷重  
・設計竜巻荷重(風圧力による荷重、気圧差による荷重、飛来物による衝撃荷重)  
・運転時荷重  
・積雪荷重

【荷重の組合せ】  
・上記の荷重を適切に考慮する。

・重大事故等時に生ずる荷重と風(台風)、竜巻による荷重の組み合わせは考慮しない。

【凡例】  
黒字：DB設備と同様  
赤字：SA設備特有

## 参考 2 . DB及びSAの設計条件、評価項目等の比較

		DB	SA
基本方針		設計電巻による設計荷重に対して安全機能を損なわない設計	同左
設計方針	防護対象	安全上重要な機能を有する建物・構築物、系統及び機器	外的事象を要因とする重大事故等に対処するための設備
	設備分類	建屋内の電巻防護対象施設 建屋内の施設で外気と繋がっている電巻防護対象施設 建屋内に収納されるが防護が期待できない電巻防護対象施設 屋外の電巻防護対象施設	建屋等内の重大事故等対処設備 建屋等内の設備で外気と繋がっている重大事故等対処設備 屋外の常設重大事故等対処設備 屋外の可搬型重大事故等対処設備
		電巻防護対象施設及びそれらを取納する建屋は、機械的強度を有すること等により、機能を損なわない設計	同左
		波及的影響を及ぼす施設の影響を考慮した設計 電巻の随伴事象による影響を考慮した設計 安有設備は、代替設備により必要な機能を確保する等により機能を損なわない設計	同左 内的事象を要因とする重大事故等に対処する設備は、代替設備により必要な機能を確保する等により機能を損なわない設計
設計飛来物の設定	設計電巻	事業指定(変更許可)を受けた設計電巻(最大風速100m/s)	同左
	設計飛来物	鋼製材、鋼製パイプ、防護ネットを通過する砂利	同左
荷重の設定及び荷重の組合せ		風圧力による荷重、気圧差による荷重、衝撃荷重、運転時荷重、積雪荷重	同左
電巻防護設計	屋内施設	電巻防護対象施設を取納する建屋内に設置し、建屋により防護する設計	同左
	建屋等	構造強度評価を実施し、主要な構造部材の構造健全性を維持することにより、建屋内の電巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計 設計飛来物の衝突に対して、貫通及び裏面剥離の発生により電巻防護対象施設の安全機能を損なわない設計	同左
	外気と繋がっている施設	構造強度評価を実施し、電巻時及び電巻通過後において、安全機能を損なわないよう要求される機能を維持する設計	同左
	屋内の防護が期待できない施設	(省略)	-
	屋外施設(常設)	構造強度評価を実施し、電巻時及び電巻通過後において、安全機能を損なわないよう要求される機能を維持する設計	同左
		- 設計飛来物の衝突による貫通、裏面剥離及び貫入に対し、安全機能を損なわないよう要求される機能を維持する設計	設備の構造上、構造強度評価を実施できない設備については、建屋等内に予備品を配備し、交換できる設計
		設計飛来物の衝突により機能を損なうおそれがある場合には電巻防護対策設備を設置する設計	-
		飛来物防護ネット内の屋外の電巻防護対象施設は、飛来物防護ネットを通過する飛来物の衝突に対し、安全機能を損なわない設計	-
	屋外施設(可搬)	-	建屋の外壁から100m以上の離隔距離を確保した場所に保管するとともに異なる場所にも保管することで位置的分散を図る設計 電巻による風荷重を考慮し、必要により当該設備又は当該設備を取納するものに対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計
	波及的影響	電巻時及び電巻通過後において、機械的影響及び機能的影響により電巻防護対象施設の安全機能を損なわない設計	同左
		施設の破損に伴う倒壊、転倒による機械的影響を及ぼし得る施設は、電巻時及び電巻通過後において、設計荷重(電巻)に対し、構造強度評価を実施し、当該施設及び資機材等の倒壊、転倒、飛散により、周辺の電巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼさない設計	同左
	機能的影響を及ぼし得る施設は、電巻時及び電巻通過後において、設計荷重(電巻)に対し、必要な機能を維持する設計	同左	
固縛装置		固縛が必要な場合は、固縛装置は、風荷重及び当該荷重に伴い発生する荷重に耐える設計	
キャスクを取納する建屋	(省略)	-	
防護板	(省略)	-	
防護ネット	(省略)	-	



		DB	SA
許容限界	屋内	-	-
	建屋等	構造部材が終局状態に至るようなひずみ又は応力が生じない 評価式に基づく貫通を生じない最小必要厚さ以上とする 裏面剥離を生じない最小必要厚さ以上とする 終局状態に至るようなひずみが生じない	同左
	外気と繋がっている施設	構成する部材がおおむね弾性状態に留まること	同左
	屋内の防護が期待できない施設	(省略)	-
	屋外施設（常設）	設計荷重(竜巻)に対し、構成する主要構造部材が、おおむね弾性状態に留まることを基本	同左
		設計飛来物の衝突を考慮する竜巻防護対象施設は、竜巻防護対象施設の安全機能に影響を与えるおそれのある変形を生じないこと	同左
		設計飛来物の衝突に対し、竜巻防護対象施設の安全機能に影響を与えるおそれのある貫通、裏面剥離及び貫入を生じないこと	同左
	屋外施設（可搬）	-	竜巻による風荷重に対する許容限界は「固縛装置」に示す
	固縛装置	-	構成部材である連結材は破断が生じないよう十分な強度を有していること 固定材は塑性ひずみが生じる場合であっても、終局耐力に対し十分な強度を有すること
	キャスクを収納する建屋	(省略)	-
防護板	(省略)	-	
防護ネット	(省略)	-	
竜巻の影響を考慮する施設の選定	竜巻防護対象施設を収納する建屋 外気と繋がっている竜巻防護対象施設 <b>竜巻防護対策設備</b> 屋外に設置している竜巻防護対象施設  使用済燃料キャスクを収納する建屋 非常用所内電源系統等	重大事故等対処設備を収納する建屋等 外気と繋がっている重大事故等対処設備  屋外に設置する常設重大事故等対処設備 <b>固縛装置（屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備）</b>	
直接的影響を考慮する施設の選定	建屋等 ・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 ・前処理建屋 ・分離建屋 ・精製建屋 ・ <b>ウラン脱硝建屋</b> ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 ・ <b>ウラン酸化物貯蔵建屋</b> ・ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋 ・高レベル廃液ガラス固化建屋 ・ <b>第1ガラス固化体貯蔵建屋</b> ・チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋 ・ハル・エンドピース貯蔵建屋 ・制御建屋 ・分析建屋 ・非常用電源建屋 ・主排気筒管理建屋（飛来物防護板の設置により設計竜巻荷重が作用しないことから、竜巻防護対策設備を抽出） ・ <b>第1非常用ディーゼル発電設備重油タンク室</b>	・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 ・前処理建屋 ・分離建屋 ・精製建屋  ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋  ・高レベル廃液ガラス固化建屋  ・制御建屋  ・非常用電源建屋  ・ <b>第1保管庫・貯水所</b> ・ <b>第2保管庫・貯水所</b> ・緊急時対策建屋 ・ <b>第1軽油貯蔵所</b> ・ <b>第2軽油貯蔵所</b> ・ <b>重油貯蔵所</b>	

	DB	SA
外気と繋がっている施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・せん断処理・溶解廃ガス処理設備(配管及び排風機)</li> <li>・前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備(配管及び排風機)</li> <li>・分離建屋塔槽類廃ガス処理設備(配管及び排風機)</li> <li>・精製建屋塔槽類廃ガス処理設備(配管及び排風機)</li> <li>・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備(配管及び排風機)</li> <li>・高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備(配管及び排風機)</li> <li>・高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備(配管及び排風機)</li> <li>・前処理建屋換気設備の排気系(角ダクト及び排風機)</li> <li>・分離建屋換気設備の排気系(角ダクト、丸ダクト及び排風機)</li> <li>・精製建屋換気設備の排気系(角ダクト及び排風機)</li> <li>・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備の排気系(角ダクト及び排風機)</li> <li>・ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備の貯蔵室からの排気系(角ダクト、丸ダクト及び排風機)</li> <li>・高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備の排気系(角ダクト、丸ダクト、排風機及びフィルタユニット)</li> <li>・ガラス固化体貯蔵設備の収納管</li> <li>・制御室換気設備(角ダクト、送風機、排風機、フィルタユニット及び室空調ユニット)</li> <li>・第1非常用ディーゼル発電機のディーゼル機関の排気管</li> <li>・第2非常用ディーゼル発電機のディーゼル機関の排気管</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前処理建屋換気設備(角ダクト)</li> <li>・分離建屋換気設備(角ダクト及び丸ダクト)</li> <li>・精製建屋換気設備(角ダクト)</li> <li>・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備(角ダクト及び丸ダクト)</li> <li>・高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備(角ダクト及び丸ダクト)</li> <li>・緊急時対策建屋換気設備(角ダクト、丸ダクト及びダンパ)</li> </ul>
屋外施設(常設)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前処理建屋</li> <li>・分離建屋</li> <li>・精製建屋</li> <li>・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋</li> <li>・高レベル廃液ガラス固化建屋</li> <li>・安全冷却水系冷却塔A, B</li> <li>・安全冷却水A, B冷却塔</li> <li>・冷却塔A, B</li> <li>・安全冷却水系膨張槽</li> <li>・安全冷却水系(安全冷却水系冷却塔A, B, 安全冷却水A, B冷却塔, 冷却塔A, B, 安全冷却水系膨張槽周りの配管)</li> <li>・主排気筒</li> <li>・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備</li> <li>・高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備</li> <li>・前処理建屋換気設備</li> <li>・分離建屋換気設備</li> <li>・精製建屋換気設備</li> <li>・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備</li> <li>・高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主排気筒</li> </ul> <p>以下の設備は建屋等内に予備品を配備することで、機能を損なわない設計とすることから、竜巻の影響を考慮する設備として選定しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報把握計装設備 建屋間伝送無線装置</li> <li>・所外通信連絡設備(統合原子力防災ネットワークI P-F A X, 統合原子力防災ネットワークI P電話, 統合原子力防災ネットワークI V会議システム)</li> <li>・所外データ伝送設備(データ伝送設備)</li> </ul>

		DB	SA
波及的影響（機械的影響）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋</li> <li>・使用済燃料輸送容器管理建屋（使用済燃料収納使用済燃料輸送容器保管庫）</li> <li>・事務建屋（再処理事務所）</li> <li>・ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備の排気系</li> <li>・北換気筒</li> <li>・低レベル廃棄物処理建屋</li> <li>・出入管理建屋</li> <li>・運転訓練施設</li> </ul>	倒壊又は転倒により重大事故等対処設備等に損傷を及ぼし得る施設に該当する施設はない
		再処理事業所内の屋外に保管する資機材等	再処理事業所内の屋外に保管する資機材等
	波及的影響（機能的影響）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全蒸気系の安全蒸気ボイラの排気管</li> <li>・安全圧縮空気系の安全空気脱湿装置の再生空気排気配管</li> <li>・第1非常用ディーゼル発電機のディーゼル機関の排気管</li> <li>・第1非常用ディーゼル発電機のディーゼル機関の排気消音器</li> <li>・第1非常用ディーゼル発電機の燃料デイトクのベント管</li> <li>・第1非常用ディーゼル発電機の重油タンクのベント管</li> <li>・第1非常用ディーゼル発電機の潤滑油タンクのベント管</li> <li>・第2非常用ディーゼル発電機のディーゼル機関の排気管</li> <li>・第2非常用ディーゼル発電機のディーゼル機関の排気消音器</li> <li>・第2非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンクのベント管</li> <li>・第2非常用ディーゼル発電機の潤滑油タンクのベント管</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時対策建屋用発電機のディーゼル機関の排気管</li> <li>・緊急時対策建屋用発電機のディーゼル機関の排気消音器</li> <li>・緊急時対策建屋用発電機の燃料油サービスタクのベント管</li> <li>・緊急時対策建屋用発電機の潤滑油タンクのベント管</li> <li>・重油貯槽のベント管</li> </ul>
	固縛装置	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・固縛装置</li> <li>・固定装置</li> </ul>
	キャスクを収納する建屋	（省略）	—
	防護板	（省略）	—
防護ネット	（省略）	—	